

令和2年8月31日

広島県危機対策推進事業者連絡会 様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長
広島県知事 湯崎 英彦

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための広島県の対処方針の
改正について(令和2年8月31日一部改正)

本県では、最新の感染状況などを踏まえ、令和2年5月15日制定(令和2年7月31日一部改正)の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を改正しました。

については、各事業者におかれましては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための広島県の対処方針」に基づき、引き続き感染防止対策の徹底に取り組むようお願いいたします。

また、上記の内容について、貴団体の構成員の皆様に周知してください。

担 当 危機管理課 三上 廣澤
電 話 082-513-2786

